

## 平成26年第4回稲城市議会定例会での一般質問と答弁

○ 17番（大久保もりひさ君） 通告の順に従いまして一般質問をいたします。

本日12月3日から9日は障害者週間であります。障害者に関する質問から始めさせていただきます。

項目番号1、小中学校の特別支援学級等に通学する障害児支援のための通学ガイドヘルパー等の派遣について伺います。

今年度、市内の小中学校の特別支援学級に通学する障害児への通学費補助金の支給対象者を拡大し、保護者への経済的負担の軽減が図られたことを評価します。

(1)、小中学校の特別支援学級や特別支援学校に通学する障害児支援の現状と課題について伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 私のほうから御答弁させていただきます。市では、小中学校の特別支援学級に通学する児童・生徒へ通学費補助を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図っております。補助の内容でございますが、公共交通機関を利用して通学している児童・生徒に交通費の実費を支給しております。公共交通機関を利用せずに通学している児童・生徒には、月額2,000円を支給しております。本年度から、公共交通機関を利用している付添人へ支給対象を拡大し、月額2,000円を支給しております。また、市外の通級指導学級に通学する児童の付添人へも交通費の実費を支給しております。課題については、現在のところ、特にございません。

○ 17番（大久保もりひさ君） 保護者等が公共交通機関を利用して小中学校の特別支援学級に通学する児童・生徒に付き添う際の支給について、保護者からの要望をしっかり受けとめていただいて、今年度からスタートされたことを改めて高く評価するものであります。

(2)、小中学校の特別支援学級や特別支援学校に通学する障害児がひとりでの通学が困難な場合には、障害福祉施策としての通学ガイドヘルパー等を派遣して、当該障害児の自宅と学校と学童クラブ間の往復等、通学のために必要な支援を行うべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 市では、障害福祉施策としての通学ガイドヘルパー等の派遣制度はございません。また、類似制度として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に定める地域生活支援事業の移動支援事業を実施しております。この事業は、屋外での移動が困難な障害者及び障害児に外出のための支援を行うものでございますが、その具体的支援内容は社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等への社会参加のために外出する際の移動支援に限定しており、通勤・通学等の通年かつ長期にわたる外出は対象としておりません。市としましては、障害福祉サービスをどこまでの水準とすべきかについては、さまざまな意見があるものと考えておりますが、近隣市の状況や財政負担等を総合的に勘案して慎重に判断しているものでございます。こうしたことから、障害福祉施策としての通学ガイドヘル

パー等を派遣して、当該障害児の自宅と学校と学童クラブ間の往復等、通学のために必要な支援を行うことは、現時点では困難であると考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 私は、10月23日、台東区の障害児通学支援事業を視察いたしました。台東区では、障害者地域生活支援事業の中の障害者（児）移動支援事業を補完する形で、障害児通学支援事業を台東区独自の事業として実施要綱に位置づけています。事業概要は、保護者や家族の就労や病気等の理由により、単独での通学が困難な障害児に対し、登校・下校時にガイドヘルパーを派遣して、目的地までの送迎を行うとともに通学の安全を確保するサービスであります。送迎範囲は自宅と学校と学童クラブです。移動支援事業が通勤・通学等の通年かつ長期にわたる外出を対象としないことは、本市だけでなく、どの自治体でも同じであることを存じ上げております。台東区では、区民からの要望を受けて、障害児通学支援事業を創設したそうであります。直近の4年間の利用状況は、実人数が53人から59人、延べ件数が8,945件から12,184件、横ばいから微増傾向であり、利用者の御家族に大変喜ばれているということでした。

本市との人口比から、本市で障害児通学支援事業を実施した際の実人数は24～27人と推測されます。本市の平成25年度の移動支援事業の実人数が53人でありますので、約半数に当たる人数が利用する可能性のある障害児通学支援事業を無視することはできないと考えます。

さて、現時点では困難であるとの御答弁でしたが、障害者地域生活支援事業の中の障害者（児）移動支援事業を補完するために、通学ガイドヘルパー等の派遣による障害児通学支援事業に取り組むべきであると考えます。再度御所見を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 地域生活支援事業は、法の趣旨を踏まえ、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図ることなどを目的とするものでございます。市の障害福祉施策としましては、近隣市の状況や財政負担等を総合的に勘案して慎重に判断した結果、現在の姿としているものでございます。こうしたことから、障害福祉施策としての通学ガイドヘルパー等を派遣して当該障害児の自宅と学校と学童クラブ間の往復など、通学のために必要な支援を行うことは、現時点では困難であると考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 今御答弁にもありました地域生活支援事業は、障害者の自立支援も目的の一つとしてしていると考えます。障害児の通学を支援することにより、休むことなく通学することが可能になり、障害児の卒業後の自立につながると考えますので、福祉部と教育委員会において、通学ガイドヘルパー等の通学支援の必要性の有無や実態把握などを協議するべきであると考えます。再度御所見を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 現時点では困難であると考えておりますが、今後に向けて、この施策の必要性について、よく実態を踏まえて、福祉部と教育委員会において協議してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 項目番号2、てんかんのある人とその家族を支援する環境を整備することについて伺います。てんかんに関する正しい知識が普及していないために、てんかんとてんかん発作に対する偏見が生じ、てんかんのある人とその家族が、てんかんのある人を見守るべき立場の人に正直に話すことができないことがあるようです。

(1)、てんかんに関する正しい知識の普及やてんかん発作時の対応などに関する現状の取り組みについて。①、小中学校について伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 小中学校におきましては、教職員がてんかんについての正しい知識を持つよう、校内研修等を行っております。特に、在籍児童・生徒にてんかんの情報がある場合には、学校医等の指導・助言を得ながら、発作時の対応についてシミュレーションを行うなど、迅速・適切な組織的対応がとれるようにしております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 今御答弁にありました教職員に対する校内研修等の具体的な実施状況について伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 学校の状況に応じ、保健主任等が中心となり、教職員への資料配付または職員会議等の時間を活用した周知等を行っております。また、実際にてんかんの診断を受けるなど、配慮を要する児童・生徒が在籍している場合は、これに加え、学校医を講師に招き、管理職・養護教諭・担任・学年主任等がてんかんの発作に対する対処方法や正しい知識などに関する研修を受け、これをもとに全ての教職員に周知を図るなどの対応を行っております。

○ 17番（大久保もりひさ君） ②、小中学校以外について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 小中学校以外についてのてんかんに関する正しい知識の普及やてんかん発作時の対応などに関する現状の取り組みについてでございますが、てんかん発作はその原因、症状など、人によってさまざまであり、本人や御家族は主に主治医に相談し対応しております。障害のある方の施設や関係職員においては、個々の状況に合った介助を行うことはもちろんのこと、研修等によりてんかんについての理解を深めております。また、障害のある児童の親などの交流の場においては、医師を交え、てんかん発作についての情報交換や知識の習得などが行われている状況でございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 本市職員や障害関係施設と職員に対する研修等の具体的な実施内容について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 障害関係施設と職員に対する研修等の具体的な実施状況についてでございますが、てんかん発作は、その原因、症状など、人によってさま

ざまであることから、発作などにより主治医等の診察を受けた際などに、職員もその対応方法など、個人別の対応を伺うなどした結果を職場に持ち帰り、ケース会議などで職員同士その情報を共有するなどにより知識の習得を進めているところがございます。なお、市職員全体へのてんかんに特化した研修はございませんが、いわゆる人権啓発研修を毎年実施している中で、障害者への差別も含め、その知識の習得を行ってきているところがございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） (2)、てんかんに関する正しい知識の普及やてんかん発作時の対応などに関する課題について。①、小中学校について伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 小中学校におきましては、学校内の研修等を実施するなど、対応を進めており、大きな課題はないと考えております。しかし、教職員の移動や若手教員増加の現状を踏まえ、常に適切な対応ができるよう、継続的な研修の実施が重要であると認識しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 私は、10月31日、稲城第一中学校の5組・6組のPTAが企画されたてんかんについての講演会を保護者や教員の皆様とともに拝聴いたしました。学校では、家庭科の実習、理科の実験、体育による運動や水泳などに特に配慮が必要であるとの指摘がありました。また、てんかん発作時の対応につきましても詳細に説明を受けました。さて、御答弁のとおり、学校現場においては、常に適切な対応ができる必要がありますので、毎年本市に転任してこられた全ての教員を対象とした研修会を実施するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 学校現場において、てんかんに対し常に適切な対応をとることができるようにするためには、全教職員が、発作が発生した場合の対処方法やてんかんに対する正しい知識を持つことが必要であります。このことを踏まえ、教育委員会では、今後も校長会・副校長会・保健主任会等において適切な指導・助言及び情報提供を行うとともに、各学校における転任者を含めた全教職員への周知の工夫を働きかけてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） ②、小中学校以外について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 小中学校以外についてのてんかんに関する正しい知識の普及やてんかん発作時の対応などに関する課題についてでございますが、てんかん発作を起こす方の多くは一般と変わらない生活を送っておりますが、時として、周囲の方のこの障害への無理解から、働くことは危険だと思われてしまうことがあり、この障害を隠さざるを得ないこともあると聞いております。この点が課題であると考えております。こうした差別的な対応とならないよう、一層の正しい知識の普及啓発を図ることが必要であると考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (3)、てんかんに関する正しい知識の普及・啓発や相談・支援の窓口を設けることなど、てんかんのある人とその家族を支援する環境を整備する必要があると考えます。①、小中学校について、市の見解を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 小中学校におきましては、児童・生徒の学習支援や安全確保の観点から、保護者との連携を十分にとってまいりたいと考えております。その際、学校医や児童・生徒の主治医等の助言を得ながら、校内における支援体制や相談体制の充実も図ってまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） ②、小中学校以外について、市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 市では、てんかんのある方につきましては、引き続き障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、さまざまな相談や支援を行ってまいります。なお、御質問のてんかんに関する正しい知識の普及・啓発や相談・支援の窓口を設けることや、その家族を支援する環境を整備することなどにつきましては、専門の窓口の設置は困難でございますが、御質問の趣旨を踏まえ、障害福祉課の窓口において適切に対応してまいります。市では、てんかん専門の医療機関を御紹介しており、障害福祉サービスに従事する職員においても、研修等を通じて正しい理解を深め、窓口での適切な対応に努めており、引き続き本人・御家族の支援を行ってまいります。また、機会を捉えて、市民へのてんかんに関する正しい知識の普及啓発につきましても行ってまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） よろしくお願いたします。

項目番号3、公営学童クラブのさらなる民営化による利用者サービスの向上について伺います。平成25年第1回定例会で学童クラブ事業のサービス拡充の要求に関する請願の紹介議員を務めましたが、議員の過半数の賛同を得ることができず、残念ながら採択されませんでした。しかしながら、公営学童クラブの民営化により、請願者が求めていた利用者サービスの向上が図られつつあります。

(1)、民営学童クラブの現状について伺います。

○ 子ども福祉担当部長（芦沢政美君） これまで、市内14カ所の学童クラブのうち、1つの学童クラブを公設民営、また2つの学童クラブを民設民営で運営してきております。民営化により、保護者等からの要望が多い育成時間の延長等に対応した運営が行われております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (2)、公営学童クラブと民営学童クラブにおける保護者のかかわり方について。①、公営学童クラブにおける保護者のかかわり方の現状と課題について、市の見解を伺います。

○ **子ども福祉担当部長（芦沢政美君）** 公設公営学童クラブでは、各学期の初め等に保護者との懇談会を開催し、子供たちの学童クラブでの生活状況や連絡事項について、指導員と保護者が情報共有や意見交換等を行っております。また、公設公営の全ての学童クラブでは、保護者による任意の父母会が組織されており、父母会主催のイベント等を通じて子供たち、また保護者同士が交流を深めております。市と保護者の関係としては課題はありませんが、保護者からは父母会の中では役員等の負担が大きいといった声も上がっていると聞いております。

○ **17番（大久保もりひさ君）** 父母会では、役員への負担が大きく、不満の声があるとの御答弁でございましたが、学童クラブの保護者は平日の昼間は基本的に就労されておりますので、家族サービスや休養に当てたい夜間や休日に役員として働くことが負担になるのは当然であると思います。夜間や休日にも忙しい方が多いことから、会議やイベントに参加できる保護者の比率がかなり低いとも伺っております。そして、一部の保護者と児童しか参加しないイベントに、参加しない児童の父母会費を使用することが問題になっている学童クラブがあるようであります。また、ほかの自治体では、父母会費の取り扱いや父母会の運営などで保護者間のトラブルが大きくなり、父母会をなくしてしまった学童クラブや、2つの父母会がある学童クラブがあると伺いました。

さて、任意の組織である父母会内部でのトラブルに対して、行政がかかわることは困難かもしれませんが、本市内の公営学童クラブに我が子を預けている保護者には父母会を選択する自由はありませんので、公平公正な運営が行われるように、アドバイスや情報提供などを行うべきであると考えます。御所見を伺います。

また、本市内の各公営学童クラブにおける父母会費の月額と、宿泊を伴うような児童全員が参加することが困難なイベントに父母会費を流用することの可否などについても伺います。

○ **子ども福祉担当部長（芦沢政美君）** 市といたしましては、保護者等からのお問い合わせに対して、市が把握している一般的・客観的な学童クラブ関係の情報等の提供については、対応が可能であると考えておりますが、父母会等の任意組織の運営等への助言・指導などについては、関与すべき立場にはないものと考えております。

○ **17番（大久保もりひさ君）** ②、民営学童クラブにおける保護者のかかわり方の現状と課題について、市の見解を伺います。

○ **子ども福祉担当部長（芦沢政美君）** 公設民営及び民設民営学童クラブでは、公設公営学童クラブと同様に、保護者との懇談会を開催し、子供たちの学童クラブでの生活状況や連絡事項について、指導員と保護者が情報共有や意見交換等を行っております。なお、公設民営及び民設民営学童クラブにおける保護者による任意の父母会等の有無については把握しておりません。

○ 17番（大久保もりひさ君） 民営学童クラブには父母会は存在しないと聞いております。また、保護者の要望は職員がしっかりと受けとめて対応してくれるので、父母会は必要ないと複数の保護者から伺っております。

③、公営学童クラブと民営学童クラブにおける保護者のかかわり方の差異を認識した上で、公営学童クラブにおける保護者のかかわり方のあり方について、市の見解を伺います。

○ 子ども福祉担当部長（芦沢政美君） さきにお答えした学童クラブ主催の保護者との懇談会等において、保護者との必要な情報交換や連携等、コミュニケーションは十分にとれているものと認識しております。父母会については、任意の組織であるため、市といたしましてはそのあり方等について言及する立場にはないものと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 確かに父母会は任意の組織ではありますが、父母会内部でトラブルが起きると、学童クラブの利用者サービスの視点では大きなマイナスになると考えますので、父母会の公平公正な運営を促すことは行政の責務であると考えます。再度御所見を伺います。

○ 子ども福祉担当部長（芦沢政美君） 市では、さきにお答えしましたとおり、学童クラブの運営や子供の育成等についての保護者との必要なコミュニケーションについては、保護者との懇談会あるいは必要に応じて個別相談等にも対応してきているところでございます。一方で、御質問の父母会等の任意組織の運営等につきましては、繰り返しになりますけれども、言及する立場にはないものと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (3)、民営学童クラブについての具体的な市の評価を伺います。

○ 子ども福祉担当部長（芦沢政美君） 民営化により保護者等から要望が多い育成時間の延長等への柔軟な対応がとれる体制整備が進んでおり、市といたしましては、利用者ニーズに応えることができつつあると認識しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 平成25年第1回定例会で学童クラブ事業のサービス拡充の要求に関する請願を提出された請願者の皆様からは、民間学童クラブに入所することができたので、育成時間の延長や緊急時の対応など、利用者ニーズにしっかりと応えてもらい、満足しているとの声を伺いました。

(4)、今後の公営学童クラブの民営化の予定について伺います。

○ 子ども福祉担当部長（芦沢政美君） 平成27年4月から、第二保育園の建てかえに伴い、同施設内の学童クラブを民設民営で、また第一小学校学童クラブと新たに開設する南山小学校学童クラブの2カ所を公設民営で運営する予定としております。今

後も、市では順次全ての学童クラブの民営化を進めてまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 順次全ての学童クラブの民営化を進めるとの御答弁をいただき、学童クラブ事業のサービス拡充の要求に関する請願に署名して下さった保護者の皆様の御要望にお応えできることが明確になりました。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

そこで、向陽台小学校・長峰小学校・若葉台小学校・第二小学校・平尾小学校のように、校舎と別棟になっている学童クラブにおいては、校舎の管理上の問題がないことから、速やかに民営化することができると考えます。御所見を伺います。

○ 子ども福祉担当部長（芦沢政美君） 管理上の問題の少ない別棟の学童クラブから速やかにとの御意見をいただきました。そうした御意見や各学童クラブの状況等を踏まえて検討を進め、順次全ての学童クラブの民営化を図ってまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (5)、公営学童クラブのさらなる民営化により、利用者サービスを向上させるべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 子ども福祉担当部長（芦沢政美君） さきにお答えしたとおり、市といたしましては、利用者ニーズに柔軟に対応していくために、全ての学童クラブについて民営化を進めてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 請願議員にならせていただいて多くの方々から御意見をいただいたときに、とにかく利用者サービスの向上を図るためにということで、公営学童クラブの関係でさまざまな一般質問もしてきたのですが、開所時間の拡充等にはできないというお話だったので、これはもう民営化を進めてもらうしかないということで、皆様からも早く民営化を進めてほしいと。既に民営化されている学童クラブに通っている保護者の方々から情報がどんどん流れていって、利用者サービスが拡充されているという声があるものですから、すごくいいということで、ほかの地域の方々からも早く民営化してほしいという声をたくさんいただいております。今、順次進めていくというお話でしたが、速やかに、できるだけ早く進めていただきたいと思っております。また、公営学童クラブの父母会を私物化している一部の保護者の問題を解決するためにも、全ての学童クラブが父母会を必要としない民営学童クラブに早期に転換されることを期待して、次の質問に移ります。

項目番号4、乳幼児期の読み聞かせへのさらなる支援について伺います。乳幼児期の読み聞かせは、子供の発育と親子のコミュニケーションを深める効果が期待されます。ブックスタート時の絵本の読み聞かせへの啓発活動や図書館ボランティア、「あそびの広場」の活動等により、本市内における乳幼児期の読み聞かせが盛んになりつつありますが、さらなる活性化のための支援を行うべきであると考えます。

(1)、乳幼児期の読み聞かせの現状について伺います。



○ 教育部長（加藤 明君） 図書館ボランティアが実施している乳幼児期の読み聞かせにつきまして、家庭での読書活動や、保護者に対し「おひぎにだっこのおはなし会」・「おはなしの会」・「えほんのじかん」を各図書館で実施しております。一方、自主グループでも、ストーリーテリングを楽しむ「おはなしの会」などで読み聞かせを実施しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (2)、乳幼児期の読み聞かせに関する全ての情報を集約してほしいとか、教育と福祉の部署や関係団体に問い合わせれば、読み聞かせに関する情報がわかるようにしてほしいとか、読み聞かせの会の頻度をふやしてほしいとの声を聞いておりますが、課題の認識について伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 図書館で行っている読み聞かせに関する全ての情報の集約につきましては、図書館ホームページやいなぎ図書館だより、生涯学習だよりにおいてPR活動を行っております。また、子ども家庭支援センターや認可保育園等で実施している広場事業の中で読み聞かせを行っております。そうした乳幼児とその保護者向けの事業については、子ども家庭支援センターホームページに掲載しているイベントカレンダーにおいて情報提供を行っているところでございます。民間団体も含め、全ての団体の読み聞かせにつきましては、一元化することは困難であると考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 民間団体も含めた全ての情報の一元化は困難であるとの御答弁でございました。それでは、庁内の情報の共有化を図るために、それぞれのホームページに相互リンクを張っていただくことはすぐにできることだと思いますが、御所見を伺います。

また、「あそびの広場」が稲城市ホームページの4階層下に位置づけられていることから、読み聞かせのワード検索にヒットしづらくなっておりますので、改善すべきであると考えます。御見解を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） それぞれのホームページの相互リンクにつきましては、今後検討してまいりたいと思います。

市ホームページにおいて、読み聞かせのワード検索のヒットしやすくする方法につきましては、今後の研究課題としてまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） (3)、乳幼児期の読み聞かせに関して、行政と保育所・幼稚園・稲城市社会福祉協議会などの教育・福祉関係団体における情報共有と窓口の一本化によるワンストップサービスを行うことにより、市民同士の交流が盛んになり、乳幼児期の読み聞かせのさらなる活性化が図られると考えます。市の見解を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） さきに答弁いたしましたように、各所管で実施しております事業は、市民の皆様にお伝えしておりますが、各種団体との窓口の一本化は困難であると考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 窓口の一本化は困難であるとの御答弁でございましたが、乳幼児期の読み聞かせボランティアに取り組みたい市民にとって、図書館が担当窓口であるとは考えにくいようであります。乳幼児が対象ですので、福祉施策であろうとの考えから、子育て支援課や社会福祉協議会が窓口だと思う市民が多いようあります。そこで、子育て支援課の窓口を読み聞かせの表示を掲示することと、社会福祉協議会に読み聞かせに関する情報提供を継続的に実施するべきであると考えます。御所見を伺います。

また、乳幼児期の読み聞かせに関係する行政と保育所・幼稚園・稲城市社会福祉協議会などの教育・福祉関係団体における情報共有を行うための協議会などを設置するべきであると考えます。御見解を伺います。

そして、乳幼児を対象とした読み聞かせボランティアの皆様が交流と情報交換する場を提供することによる乳幼児期の読み聞かせの活性化を図るべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 子ども福祉担当部長（芦沢政美君） まず、子育て支援課窓口においては、読み聞かせも含めた関係事業、イベントの周知について検討してまいりたいと考えております。

○ 教育部長（加藤 明君） 後段の御質問でございますが、図書館で読み聞かせを行っているボランティアにつきましては、情報共有のための定例会や勉強会、自主グループの図書館児童サービスボランティア連絡会を開催しております。民間団体の読み聞かせグループにつきましては把握できておりませんが、乳幼児期の読み聞かせは、家庭での読書活動など、興味を引き出すことであり、情報交換の場の提供につきましては、研究させていただきたいと思っております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 項目番号5、南山小学校の自然環境を生かした教育について伺います。

(1)、現時点における児童数の見込みについて伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 南山小学校の児童数につきましては、意向調査を実施し、見込み児童数の把握に努めておりますが、まだ確定しておりません。

○ 17番（大久保もりひさ君） 児童数をふやすために取り組まれていることについて伺います。

また、平成27年2月末の完成と聞いておりますが、3月になって校舎等を内覧してから南山小学校への転校を決めることができるかどうかについても伺います。

○ **教育部長（加藤 明君）** 11月30日日曜日に、対象児童保護者に対し通学路等現地見学会を実施し、通学路として想定される道路を歩いていただいたり、南山小学校を外観ではありますが、見ていただくなど、現在の整備状況を確認していただき、御心配される点の払拭や、学校施設・自然環境のすばらしさをお伝えしております。また、今後なるべく早い時期に説明会等も実施したいと考えております。なお、受け入れの体制や学校運営の準備の関係で、1月末には児童数が確定していることが望ましいところでございますが、3月になってからの転校の決定でも、課題はありますが、受け入れは可能であります。

○ **17番（大久保もりひさ君）** 私は11月30日の見学会に行かれた複数の保護者の方からお話を聞いて、天候もよかったこともあって、すごくよかったと。100人を超えるような人たちがみんなぞろぞろずっと通学路を歩いて、墓苑のほうから景色を見たりとかして、すごくよかったということで、おおむね評判はよかったのですが、先ほど質問したように、いつごろまでに決めたらいいかとかという話が大分出たものから、質問させていただきました。今後、また説明会も開いていただけるということで、しっかりとアピールしていただいて、一人でも多くの方が転校されるように努力していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(2)、新設校に魂を吹き込む、意欲あふれる教職員の体制づくりが重要であると考えます。市の見解を伺います。

○ **教育指導担当部長（杉本真紀子君）** 御指摘のとおり、新設校であります南山小学校には、意欲あふれる教員を採用したいと考えております。しかし、公立学校の教職員の配置につきましては、東京都教育委員会の制度に従うこととなります。ほかの稲城市立学校への教職員配置も含め、東京都に要望を伝えながら異動作業を進めてまいります。

○ **17番（大久保もりひさ君）** 新設校の教育には、意欲に燃える校長と副校長が不可欠であると考えます。本市の校長会と副校長会に対して、教育長が本市の今後の教育ビジョンと南山小学校のビジョンを語り、学校経営の実績と意欲がある校長と副校長に南山小学校への異動希望を募るべきであると考えます。教育長の見解を伺います。

また、本市内の小学校に勤務されているベテラン教員につきましても、南山小学校の教育ビジョンを理解していただき、南山小学校への異動希望を募るべきであると考えます。御所見を伺います。

○ **教育長（小島文弘君）** 新設の南山小学校には、稲城市の教育方針に沿った教育、既存の小学校と共通の認識を持った教育への取り組みをしていただく必要があると考えております。そのためには、稲城市の教育方針を理解した意欲あふれる校長先生や教職員の採用あるいは配置をしていきたいと考えております。今後の本市の学校教育についての方針及び南山小学校の開校理念につきましては、定例校長会及び校長会

代表に既に示しているところであり、今後も一層の周知を図ってまいりたいと考えております。いずれにしましても、稲城市の教育方針や南山小学校の開校理念などの実現に向けて、適材となる管理職員の配置に努めてまいりたいと考えております。

また、教員の配置につきましても、教員からの個別の学校名を挙げた異動希望をとることはいたしません。実績と意欲、さらには本校の学校教育をよく理解している教員を配置していきたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (3)、隣接する奥畑谷戸公園や根方谷戸公園等の自然環境を生かした特色ある教育に取り組む本市の姿勢について伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 南山小学校におきましては、稲城市内の全ての小中学校と同様に、地域の教育資源を活用した教育活動の充実を図ってまいります。今後、南山小学校の教育課程編成に際し、隣接する奥畑谷戸公園や根方谷戸公園などの豊かな自然環境を有効に生かしながら、体験的な活動や問題解決的な学習活動の充実が図られるよう、準備に取り組んでまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 私は、以前に視察させていただいた多摩市立豊ヶ丘小学校のように、奥畑谷戸公園を南山小学校の学校林として位置づけて、E S D（持続発展教育）のモデル校として取り組むことや、豊かな自然環境を生かした特色のある教育を行うことなど、南山小学校の教育ビジョンを積極的に発信するべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 南山小学校における教育につきましては、奥畑谷戸公園等、周囲の自然環境を十分に活用したE S D（持続発展教育）を推進するよう、今後工夫し、指導方法を開発してまいります。また、教育委員会は、南山小学校の開校理念につきまして、未来社会を生き抜く力を育むE S Dの推進、また地域とともに発展する学校といったことを考えておりますが、この考えを今後さらに広く発信してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 項目番号6、学校司書について伺います。市立小中学校への着実な学校図書館活性化推進員の配置を評価します。本年6月20日、改正学校図書館法が成立し、学校司書が初めて法律上に位置づけられ、学校司書の資格・養成及び研修について明記されました。

(1)、「学校図書館活性化推進員」の名称を「学校司書」に改めることについて、市の見解を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 「学校図書館活性化推進員」の名称につきましても、現在、本市では学校図書館の一層の活性化を推進している途上であり、ことから、当面はこの名称を継続する予定であります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 本市独自の「学校図書館活性化推進員」の名称から

は、学校図書館の活性化に資する人を配置しているイメージは湧きますが、専任の司書を配置しているかどうかがわかりにくい上に、1週間に2～3日程度、司書の資格のないボランティアを配置しているのではと誤解される可能性を感じる呼び名であると思います。本市では、司書という資格者を学校図書館の専任者として年間200日雇用しているのですから、「学校司書」の名称のほうがふさわしいと考えます。さて、当面は現在の名称を継続する予定であるとの御答弁でございました。変更の時期につきましては、さまざまな考え方があると思いますが、変更することを前提に検討協議するべきであると考えます。再度御所見を伺います。

○ **教育指導担当部長（杉本真紀子君）** 教育委員会では、改正学校図書館法も踏まえ、学校図書館の職務に従事する職員、つまり稲城市における学校図書館活性化推進員の配置を計画どおり進めてまいりますが、名称を変更する予定は現在のところございません。また、変更を前提とした検討協議の時期につきましても、特に明確な想定はしておりません。

○ **17番（大久保もりひさ君）** (2)、平成27年4月開校予定の南山小学校を含めた残り7校への学校図書館活性化推進員の配置予定について、市の見解を伺います。

○ **教育指導担当部長（杉本真紀子君）** 学校図書館活性化推進員につきましては、現在、効果検証をしながら順次配置を進めており、平成29年度までに全校配置とする予定でございます。

○ **17番（大久保もりひさ君）** (3)、学校図書館活性化推進員の具体的な市の評価について伺います。

○ **教育指導担当部長（杉本真紀子君）** 学校図書館活性化推進員配置により、学校図書館の環境整備や蔵書整備が充実し、読書活動推進のためのさまざまな企画が実施され、児童・生徒の学校図書館利用率が上がるとともに、貸出冊数がふえております。また、推進員による事業への支援が充実し、各教科等の事業における学校図書館活用が実現しております。これらの状況から、学校図書館活性化推進員の配置による一定の成果は得られていると考えております。

○ **17番（大久保もりひさ君）** 学校司書の評価につきましては、さまざまな点が考えられると思います。例えば、貸し出しや返却以外に、学校図書館内の掲示や展示、レファレンスサービス、広報紙の作成、ブックトークやビブリオバトルを含む事業のサポートなどが考えられます。また、児童・生徒の国語力や表現力など、教育面の効果があらわれるまでには時間がかかると思いますが、今後につきましては、児童・生徒の学力の総合的な底上げにつながるように、教育委員会が学校司書をリードしてくださることを望むものであります。

さて、児童・生徒の利用率と貸出冊数がふえているという御答弁でございましたが、学校司書の実際の業務の中で、大変有効であると評価している学校司書のサービスに

ついて、具体的に伺います。

○ **教育指導担当部長（杉本真紀子君）** 特に、季節や社会の出来事に合わせた図書館レイアウト、また各教科における学習内容に合わせた推薦図書の紹介は、学校図書館の利用率及び貸出冊数増加につながる取り組みとして評価しております。また、読み聞かせや授業へのサポートなど、専門性を生かした児童・生徒への直接の指導も、思考力や表現力等の向上に資するものと考えております。

○ **17番（大久保もりひさ君）** (4)、学校図書館の学習・情報センターとしての機能を発揮するために、学校図書館システムを導入することについて、市の見解を伺います。

○ **教育部長（加藤 明君）** 学校図書館につきましては、学校図書館法に基づき、児童・生徒の読書センター及び学習・情報センターとしての役割を果たすことが求められており、市ではこれまで蔵書の整備を通して学校図書館の充実に努めてきたところでございます。今後につきましては、学校図書館活性化推進員の活動を通して、まずは読書に親しむ児童・生徒がさらにふえることを期待し、全校への配置を優先しているところでございます。したがって、システムの導入は今後の課題と考えているところでございます。

○ **17番（大久保もりひさ君）** 今後の課題という御答弁でございましたが、読書センターと学習・情報センターとしては、学校図書館システムの導入が不可欠であることを十分に理解された上で、学校司書の全校配置を優先していると理解してよろしいのでしょうか。

○ **教育部長（加藤 明君）** 市では、蔵書の整備を通して児童・生徒の読書センター及び学習・情報センターとしての機能充実が図られるものと考えておりますが、あわせて学校図書館活性化推進員の活動がさらに学校図書館機能の充実につながるものと認識しております。したがって、学校図書館システムに優先して学校図書館活性化推進員の全校配置を進めているところでございます。

○ **17番（大久保もりひさ君）** (5)、学校図書館と読書活動等に関する研修を強化するために、稲城市立学校教育研究会の学校図書館部会の復活またはこの部会にかかわる機能を有する研修会や研究会等を設置することについて、市の見解を伺います。

○ **教育指導担当部長（杉本真紀子君）** 稲城市立学校教育研究会は、各教科の指導方法の研究を趣旨としておりますことから、学校図書館部会の復活は予定しておりませんが、学校図書館活性化推進員には、各教科における学校図書館活用推進を図るため、今後も積極的参加を働きかけてまいります。また、教育委員会では、学校図書館活性化推進員がその専門性を一層発揮できるよう、現在実施しております学校図書館運営推進委員会における研修機会を一層充実させてまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 稲教研への積極的な参加を働きかけるとの御答弁でありますが、校長会や副校長会に働きかけるといふことでしょうか。市の見解を伺います。今後も学校図書館部会を復活する予定がないのであれば、国語部会等の各種部会への参加を教員同様に学校司書にも義務づけて、稲教研の所属名簿に教員と同様に全ての学校司書の氏名を記載して、稲教研に全ての学校司書が出席することを全ての小中学校に通達することにより、稲教研に全ての学校司書が出席できる環境を整えるべきであると考えます。御所見を伺います。

また、学校図書館推進委員会の研修を充実させるとの御答弁でございましたが、本市には専門職としての技能は当然として、崇高なボランティア精神が旺盛なすばらしい学校司書の方々が来てくださっておりますので、全ての学校司書の希望をしっかりと聞いた上で、研修の内容充実と回数増を図るべきであると考えます。御見解を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 学校図書館活性化推進員の稲城市立学校教育研究会への参加につきましては、年度当初に校長会に働きかけたところでありますが、今後も引き続き校長会及び副校長会において働きかけてまいります。稲城市立学校教育研究会への参加につきましては、学校図書館活性化推進員は本来勤務時間内は所属校において学校図書館業務に専念すべきところですが、資質向上の必要性を鑑み、教員を対象とする本研究会への参加も可能としているものでございます。このことから、義務づけするのではなく、参加可能とすることが適切と考えております。また、推進員は各教科や領域へと授業支援の範囲を広げることが望ましいものですので、特定の部に所属させるのではなく、全ての部会に参加可能としております。一方で、ほかの部と比較し参加頻度の多いことから、国語部会への出席簿には推進員の名前を記載しているところでございます。

次に、学校図書館運営推進委員会につきましては、組織的な学校図書館運営の充実が図られる研修となるよう、今後も内容及び実施方法を吟味するとともに、対象であります教員及び学校図書館活性化推進員の希望も踏まえ、工夫を図ってまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 項目番号7、小中学校の学級数と学校図書館の蔵書の種類の関係のあり方について伺います。学校図書館に整備すべき蔵書の標準を定めている学校図書館図書標準によると、学級数が少ない小中学校では蔵書冊数が大変少なくなります。

(1)、本市内の小中学校別に、最多学級数と最少学級数の学校名とそれぞれの学級数と、学校図書館図書標準の蔵書冊数と実際の蔵書冊数について伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 市内小学校の最多が若葉台小学校の26学級、最少は第二小学校の6学級でございます。文部科学省が公立学校の学級数に応じて蔵書冊数を定めた学校図書館図書標準では、若葉台小学校が1万1,960冊、第二小学校が5,080冊でございます。一方、平成26年9月末時点の実際の冊数は、若葉台小学校が1万

5,679冊、第二小学校が5,282冊でございます。また、市内中学校の最多が第六中学校の15学級、最少は第四中学校の6学級でございます。学校図書館図書標準では、第六中学校が1万2,160冊、第四中学校が7,360冊でございます。一方、平成26年9月末時点の実際の冊数は、第六中学校が1万3,235冊、第四中学校が6,712冊でございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 若葉台小学校は、学校図書館図書標準と蔵書冊数にかなりの乖離がありますが、最大児童数であった年の学校図書館図書標準との比較について伺います。今後においても児童数が減少するようですが、児童数の推移に合わせて蔵書冊数も推移するのでしょうか。御所見を伺います。

また、第四中学校の蔵書冊数は学校図書館図書標準よりも9%ほど少ないですが、平成26年度末の廃棄冊数を加えても平成27年度には学校図書館図書標準を上回る冊数となるように予算化するべきであると考えます。御見解を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） まず1点目でございますが、学校図書館図書標準につきましては、学級数に応じて推移することとなります。なお、蔵書冊数につきましては、購入等の冊数と除籍冊数に応じて変動があるものと考えておりますが、児童数及び学級数が減少することにより、学校配当予算が減額されることとなります。

2点目でございますが、市では、学校図書館標準に達していない小中学校において、おおむね3年で学校図書標準に達するよう予算を増額して学校配当しております。今後も、このような取り組みを通して、学校図書館の充実に努めてまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） (2)、小中学校の学校図書館における蔵書冊数は、児童・生徒数の影響をある程度受けることはやむを得ないと理解しますが、蔵書の種類については、公教育の平等性の視点から、学校図書館図書標準にとらわれることなく、全ての小中学校において、最多学級数の小中学校と同程度に整える責務が行政にあると考えます。市の見解を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 市内小中学校では、担当教員が中心となり、学年や教科ごとに情報交換を行いながら、児童・生徒の実態に合わせて各学校の判断で図書の選定を進めていることから、市としましては、今後も学校図書館図書標準に基づき、蔵書の整備を行ってまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 先ほどの御答弁では、第二小学校は若葉台小学校の蔵書冊数の約3分の1ですので、第二小学校の児童が実際に手に取って学校図書館で選ぶことができる本が若葉台小学校の3分の1しかないというのは、非常に不公平であると思います。今後、学校図書館システムが全ての小中学校に導入されて、学校図書館が分館扱いとなって、児童・生徒の読みたい本をパソコンでリクエストして、翌日に到着する仕組みができ上がれば、学校図書館図書標準に基づく整備に対して、不公平であると注文をつけることはなくなるとは思います。そのようなシステム整備が当面望めないことを考えますと、小規模の小中学校の蔵書冊数の底上げを図るべきで



あると考えます。再度御所見を伺います。

○ **教育部長（加藤 明君）** 市では、毎年度、ヒアリングを通して、各小中学校の現状を踏まえて学校予算を確保しているところでございます。学校図書館予算についても同様でございますので、今後も学校図書館図書標準に基づき、蔵書の整備を行ってまいります。

○ **17番（大久保もりひさ君）** 項目番号8、市立小中学校の臨時職員・非常勤職員のサポートについて伺います。

(1)、市立小中学校に勤務する臨時職員と非常勤教職員からの相談と支援における近年の実績を伺います。

○ **教育指導担当部長（杉本真紀子君）** 近年の本市立学校の臨時職員・非常勤教員の相談及び支援の件数は1件でございます。

○ **17番（大久保もりひさ君）** その1件は何年度の相談であったのでしょうか。また、支援の窓口や手順等のサポートについて、具体的に伺います。

○ **教育指導担当部長（杉本真紀子君）** 本年度平成26年度の相談でございます。本件に関しての支援の窓口、サポートにつきましては、学校勤務における相談ということから、まず教育委員会事務局職員が本人からの聞き取りと当該校管理職との事実確認及び対応策の検討を行いました。その後、学校から本人に本市の支援窓口、サポート体制について伝えたところでございます。

○ **17番（大久保もりひさ君）** (2)、市立小中学校に勤務する臨時職員や非常勤教職員が、不安定な身分や周囲とのコミュニケーション不足、パワハラ・セクハラ等に悩んだときに支援を受けることができる専門相談員やサポート窓口等を本市教育委員会内に設置するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ **教育指導担当部長（杉本真紀子君）** 本市立学校の臨時職員・非常勤教職員のサポート窓口につきましては、他の教職員と同じく、第一義的には勤務校の校長または副校長がこれに対応すべきと考えております。その上で、さらなる必要がある場合につきましては、本市では、産業医や事業所外対応として、委託業者によるウェブ相談等を行うとともに、市役所、教育委員会、消防本部及び市立病院の区分に応じた安全衛生管理者を窓口とし、必要に応じて安全衛生委員会において対応します。

○ **17番（大久保もりひさ君）** 学校内で大変弱い立場にある臨時職員や非常勤教職員が安心して相談できる仕組みづくりが重要であると考えます。臨時職員や非常勤教職員が勤務している学校の学校長や副校長に相談しても解決しないときのサポート体制を伺いましたが、臨時職員や非常勤教職員へのサポート体制に関する周知の現状

と実績について、具体的に伺います。

○ **教育指導担当部長（杉本真紀子君）** 学校に勤務する市採用の臨時職員等に対しましては、学校管理職を通じて、本市のサポート制度や相談窓口に関する案内をしております。

○ **17番（大久保もりひさ君）** 項目番号9、小さな単位の地域コミュニティーにおける地区防災計画の策定について伺います。自治会、町内会や災害発生時に避難所となる小中学校等を中心とする周辺地域等の小さな単位の地域コミュニティーにおいて地区防災計画をつくることにより、自助・共助・公助がうまくかみ合い、防災・減災に効果が発揮されると考えます。市の見解を伺います。

○ **消防本部消防長（小泉昭彦君）** 災害対策基本法等の一部改正により、市町村の一定の地区内の居住者等から自発的な防災活動に関する地区防災計画を提案できることとなりました。このことから、市といたしましても、受け身ではなく、各地区における自主防災組織等に働きかけ、各地域のための地区防災計画の作成について進めているところでございます。

○ **17番（大久保もりひさ君）** 最大震度6弱を観測した本年11月22日の長野県北部の地震により被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、現在も避難生活を余儀なくされている方々が早期に本来の生活に戻られることを願っております。

この地震の際、白馬村において住民の手による救出ができたのは、住民同士の強い結びつきと自治会組織、そして2010年に作成された災害時住民支え合いマップによるとの報道がありました。このマップは、高齢者や障害者などがいる住宅を地図で示しており、個別避難支援計画を具体化する手法として、今回の地震でも住民の安全確認に役立ったそうであります。この話を伺い、昨年度の福祉文教委員会の所管事務調査において、本市の課題として指摘させていただいた個別支援計画の策定と住民同士のつながりの強化の必要性を改めて痛感いたしました。

さて、地区防災計画の策定を進めているとの御答弁でございましたが、その策定の際には、高齢者や障害者などの生活弱者の個別支援計画を策定して、その方々が災害発生時に避難する小中学校などの避難所に移動するルートや方法、危険箇所、サポートメンバーなどを具体的に記載した実効性の高い計画とするべきであると考えます。御所見を伺います。

○ **消防本部消防長（小泉昭彦君）** 御質問にありましたように、地区防災計画の作成に当たりましては、地域コミュニティーにおける共助の推進が大きな目的となっております。実際に地区を歩いたり、危険箇所等の把握、要配慮者等の状況や信頼関係・協力関係の状況を踏まえ、地区の特性を加味し、具体的に計画内容を決めることで、実効性の高い計画となるものと考えております。また、避難所が複数の自主防災組織で運営されることも想定して、避難所ごとに地区防災計画が策定されることにより、より高い計画ができるものと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 項目番号10、三中通りにおける車両の通行規制時間の見直しについて伺います。三中通りにおける車両の通行規制時間が7時50分から8時30分になっていますが、始業時間に間に合うように自宅を出ると、車両の通行規制時間前に三中通りを登校せざるを得ない稲城第一小学校の児童が大変危険であるとの声を聞いております。車両の通行規制時間を稲城第一小学校の児童の登校時間に合わせるように見直すべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 三中通りの通行規制につきましては、現在午前7時50分から8時30分までの規制となっているため、現況の小学生の登校時間と合わせるべきであるとの要望を受けまして、既に交通管理者であります多摩中央警察署に要望を行っております。多摩中央警察署に確認したところ、通学路点検等の要望に基づき、規制の始まりを7時30分へ変更するように、公安委員会への申請手続きを行っているとごさいます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 早期の改善を期待しております。

項目番号11、新田橋を中心とした稲城第七小学校の通学路における交通安全対策強化について伺います。

10月17日、矢野口の弁天通りの新田橋付近において、稲城第七小学校の1年生と自動車との交通事故がありました。事故があった新田橋付近は周辺より高いことから、以前より見通しの悪さが指摘されていきました。信号機の設置、通行する車両を減速させるようなハンプやカラー舗装、稲城第七小学校の通学路における下校時間帯の車両の通行規制など、効果的な交通安全対策が必要であると考えます。市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 10月17日に新田橋の横断歩道において、下校途中の小学1年生が横断歩道を横断中によみうりランド通り方面から直進してきた乗用車と衝突する事故が発生しております。市といたしましては、これまで同所において「横断者に注意」の看板設置や区画線の補修、新入学児童に対する横断訓練等の対策を実施してきているところですが、大変残念な結果となっております。道路環境につきましては、詳細な事故原因が公表され次第、交通管理者であります多摩中央警察署と対策を検討してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 稲城第七小学校の通学路の中では、弁天通りの交通安全対策の要望を繰り返し受けております。登校時間帯における物流車両の通過や停車による危険性と、下校時間帯における通過車両による危険性などがあります。ペアリーロードのように、登校時間にバリケードを設置して車両の通行を規制してほしいとの要望を受けていますが、当時の稲城第三小学校の校長と副校長の全面的な協力をいただき、時間をかけてペアリーロードの沿道の皆様の御理解と御協力を得ることができました。また、第三小学校の登下校時には、稲城福祉センター入口交差点で11

年前から複数の壮年の方が学校ボランティアに登録して交通安全誘導を行ってくださっています。その姿をごらんになった百村交番の駐在さんが、数年前から藤田そば店の前で第三小学校の登校時に交通安全誘導を行ってくださっています。現在は2代目の駐在さんのお世話になっております。そして、毎週月曜日には、民生・児童委員の皆様が藤田そば店の前で第三小学校と第一中学校の児童・生徒への挨拶運動と交通安全誘導を続けてくださっています。本当にありがたく、感謝いたしております。新田橋の横断歩道では、今回の交通事故の後、第七小学校の登下校時間帯に保護者の皆様交通安全誘導をしてくださっていると伺っております。大変ありがとうございます。

ところで、12月1日から7日は東京交通安全キャンペーンの期間であります。子供の交通事故防止対策として、信号を守る、横断歩道を渡るなど、基本的な交通ルールを守ることを運動重点の一つとしておりますが、今回は御答弁のとおり横断歩道を渡っているときの事故であり、児童の側にさらなる交通ルールの遵守を求めることはできないと考えます。さて、多摩中央警察署による事故原因の究明が完了次第、対策を検討するとの御答弁ですが、車両に対する実効性の高い対策を求めるものであります。再度御所見を伺います。

○ **都市建設部長（榎本佳則君）** 現段階では、具体的な対策は未定でございますが、御質問にありますような事故原因に対応した実効性のある対策について、多摩中央警察署と検討してまいります。

○ **17番（大久保もりひさ君）** 項目番号12、稲城第一中学校西側の斜面緑地の保全について伺います。本市では、自然環境保全地域を指定することにより、市域に残存する自然環境の保全を進めていますが、自然環境保全地域の候補地であった稲城第一中学校西側の斜面緑地において、南側部分で宅地の造成工事が進められています。

(1)、このことについての経緯を伺います。

○ **都市建設部長（榎本佳則君）** 稲城第一中学校西側の斜面緑地につきましては、保全する緑地として、市条例に基づく自然環境保全地域の候補地として位置づけ、指定に向けて準備しておりましたが、南側部分については所有者が土地を売却されたものでございます。

○ **17番（大久保もりひさ君）** 自然環境保全地域の指定に向けて準備していたとの御答弁でございましたが、南側部分が売却される前の具体的な進捗状況について伺います。

また、社寺林は売却される可能性が低いので、自然環境保全地域の指定までの時間に注意を注ぐ必要はないかもしれませんが、私有地は売却される危険性が常にありますので、候補地として位置づけた段階で速やかに手続を進めるべきであったのではないかと考えます。準備に時間がかかった理由について伺います。

○ **都市建設部長（榎本佳則君）** 自然環境保全地域の指定につきましては、その指定拡充を図るため、平成18年度に指定基準を緩和し、平成21年度に新たに14カ所の指定候補地を選定いたしました。指定に当たりましては、周辺が既に自然環境保全地域となっていることや、土地所有者の内諾が得られている、保安林や生産緑地に指定され、一部が緑地として担保されているなどの考えに基づき、優先順位をつけて、平成21年度より年間1～2カ所程度の指定を行い、平成25年度末時点では12カ所、約8.95ヘクタールの指定を行っております。

御質問の候補地につきましては、開発されるほどの道路がないため、当面存続すると考えており、さきに述べました優先順位に基づき、本年度に指定させていただく計画となっております。平成21年度に新たな候補地を決める際に、土地所有者に規定に関しての打診を行ったときには、現在、相続の関係で売却を予定しているため、市が買い取ってほしいとの要望がありましたが、自然環境保全地域の買い取りについては制度化しておらず、公園や緑地の買い取りや優先順位について検討を続けているため、指定に至らなかったものでございます。

○ **17番（大久保もりひさ君）** (2)、稲城第一中学校西側の斜面緑地を自然環境保全地域に指定して、市街地内の自然環境を積極的に保全するべきであると考えます。今後の取り組みについて伺います。

○ **都市建設部長（榎本佳則君）** 今後の取り組みでございしますが、当該地の東側部分を初め、市内に残された樹林地の保全が図られるよう、自然環境保全地域の指定拡充に努めてまいりたいと考えております。

○ **17番（大久保もりひさ君）** 第一中学校西側の斜面緑地の東側部分や市内に残っている樹林地の自然環境保全地域の指定拡充に努めるとの御答弁でございましたが、自然環境保全地域の候補地として位置づけている民有地の樹林地の住所と名称について伺います。

○ **都市建設部長（榎本佳則君）** 第一中学校西側の斜面緑地でございしますが、候補地として位置づけている部分の所在地は、大丸2097番地1ほか10筆となっております。また、名称は、仮称でございしますが、稲城第一中学校西側緑地としております。そのほか、百村206番地1ほかの松の台南側の斜面緑地、百村1346番地ほかの薄葉谷戸川東側の斜面緑地、坂浜238番地6ほかの駒澤学園周辺の緑地、大丸1424番地1ほかの旧富士通南多摩工場西側の斜面緑地がございします。

○ **17番（大久保もりひさ君）** 当該樹林地を含めて5カ所の民有地の樹林地が候補地として位置づけられていることが確認できました。

(3)、自然環境保全地域に指定する際の課題について伺います。

○ **都市建設部長（榎本佳則君）** 指定に向けた課題でございますが、自然環境保全地域の指定を受けますと、指定された土地に対して市から助成金を交付するなど、土地所有者に対してメリットがある反面、建物の建築や樹木の伐採などの行為に関して制限が課せられることとなります。このため、土地所有者の御理解を得ることが課題であると考えております。

○ **17番（大久保もりひさ君）** 以前から申し上げておりますように、市内に残っている数少ない樹林地の恒久的な保全のためには、特別緑地保全地区の指定が最も有効であると考えております。御答弁では、自然環境保全地域に指定する際のデメリットについて、土地所有者の御理解を得ることが課題であるとのことですが、特別緑地保全地区に指定することにより、土地所有者の理解を得ることが可能になり、樹林地が保全できるのであれば、特別緑地保全地区に指定することも視野に入れて、土地所有者と交渉するべきであると考えます。御所見を伺います。

○ **都市建設部長（榎本佳則君）** 特別緑地保全地区の指定は、都市計画決定を行うことにより緑地の恒久的な保全を図るものでございます。指定に当たっては、相続税の減額など、土地所有者にメリットがありますが、やはり建物の建築や樹木の伐採など、一定の行為の制限が課せられることから、土地所有者の御理解を得ることが課題であると考えております。特別緑地保全地区の指定については、市の中での保全する緑地としての優先順位も重要であると考えております。また、恒久的な緑地とすることから、市に対しては緑地の買い取りを申し出ることができることとされているため、市といたしましても財源の確保が必要となってまいります。それらも考慮しながら、土地所有者の方と相談してまいります。

○ **17番（大久保もりひさ君）** よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。